平成２８年（フ）第８９５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6788番地14、破産手続開始時の住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7199番地
破産者　中村　重男
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４３号
埼玉県川口市中青木２丁目18番22―602号ガーデングラス川口中青木、旧住所埼玉県川口市中青木２丁目19番６号　メゾンクララ202号
破産者　藤川　　薫
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１５号
川崎市川崎区新川通４番５―303号　ラビエ川崎弐番館
破産者　徳本　亜魅
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４６号
川崎市川崎区東田町３番地８　ソシアルビル401
破産者　西谷　　章
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６８号
川崎市宮前区土橋４丁目４番地２　イトーピア鷺沼パラッツォ　101
破産者　友田　義行
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６９号
川崎市宮前区土橋４丁目４番地２　イトーピア鷺沼パラッツォ　101
破産者　友田　和代
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
新潟市中央区横七番町通３丁目4624番地　コーポ寿103号
破産者　高城　千代
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
静岡県掛川市中方327番地の１　Ｄ棟
破産者　鷲巣　武則
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
静岡県掛川市葵町21番１号カンパニュールＢ206
破産者　久米　信弘
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第７９２号
名古屋市北区長喜町３丁目19番地　共幸荘
破産者　木戸　利幸
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２５号
名古屋市中川区十番町１丁目12番地　クラウン六番町104号、従前の住所名古屋市中川区十番町４丁目２番地の２　メゾンイトウ302号
破産者　大島　　博
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３１号
愛知県尾張旭市東大道町原田2631番地１　グリーンパーク原田502、従前の住所名古屋市名東区つつじが丘618番地
破産者　北　　勝征
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９３号
愛知県東海市富木島町新山田22番地の１　フルラージュ203号
破産者　竹内　賢司
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９５号
愛知県北名古屋市徳重米野82番地　コットンハウス103号室
破産者　岩波　敏也
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４８号
名古屋市名東区富が丘３番地の１　サンハイツ富が丘301号
破産者　大野　洋一
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市御立東１丁目25番15―５号、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区堀川町12―１
破産者　野中　啓一
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市御立東１丁目25番15―５号、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区堀川町12―１
破産者　野中くにこ
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目149番地ア・カインドネス203、従前の住所兵庫県高砂市緑丘１丁目２番17号
破産者　藤原　靖久
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部